

明幸園ケアプランセンター重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的及び運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、ご契約者の心身の状況、能力、その置かれている環境に応じ必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、指定サービス事業所との連絡調整等を行ないます。

- ①居宅介護支援にあたっては、ご契約者の意志及び人格を尊重し、本人の選択に応じた援助を行ないます。
- ②適切なサービス提供のため、各関係機関との連携を図り、公正中立な総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	明幸園ケアプランセンター
所在地	山形県天童市大字矢野目150番地
指定番号	0671600047
サービス提供地域	天童市(天童市以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい)

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	兼務	職務内容
管理者	主任介護支援専門員	1	(1)	管理・監督、業務の統括
介護支援専門員	介護支援専門員	4	(1)	相談・ケアプラン作成
事務職員		1	(1)	会計事務処理

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月から土曜日(日曜、祝日は休み) ※12月29日から31日及び1月1日から3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
緊急時連絡	当事業所は24時間体制で営業しております。 023-653-1170まで御連絡下さい。

3. 居宅介護支援の提供方法及び内容

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して情報を収集し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握(アセスメント)します。課題分析の方式は居宅サービスガイドライン、MDS-HC、包括的自立支援プログラムのいずれかを使用します。
- ②アセスメントに基づき、解決すべき課題に対応するため最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びに提供する上での留意事項を記載した、居宅サービス計画原案を作成します。
- ③当該地区の居宅サービス事業者に関するサービスの内容や利用料等の情報、その他の保健医療、福祉サービスに関する情報を適正に提供し、利用者からサービスを選択して頂きます。
- ④原案の指定居宅サービス等について、保険対象になるか否かを区分して説明し、最後に利用者より同意を受けます。
- ⑤作成した居宅サービス計画は、遅滞なく利用者及びサービス提供担当者に交付いたします。担当者に交付する際は、計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者と共有、連携を図ります。
- ⑥居宅サービス計画に沿ったサービスが実施されているか継続的に管理します。居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)にあたっては、特段の事情のない限り、少なくとも1か月一回利用者の居宅を訪問し利用者に面接し、1か月一回モニタリングの結果を記録します。
- ⑦利用者の状態について定期的に再評価を行い、変化等に応じて居宅サービス計画の変更や、要介護認定区分変更申請の手続き等の対応をします。
- ⑧利用者が要介護認定や要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合及び居宅サービス計画の新規作成、変更の際には、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑨利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望し、申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ⑩事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

4. 公正中立の遵守

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行ないます。

〈7つの禁止事項を遵守します〉

- ①介護認定調査の類似行為を行なってはならない。
- ②居宅サービス計画作成の利用者獲得を目的に申請代行の勧誘を行なってはならない。
- ③事業所の十分な説明を行わないまま、居宅サービス計画作成の予約を受けてはならない。
- ④利用者のアセスメント、サービス事業者の適正な情報提供、利用者によるサービスの選択等のないまま、特定の居宅サービスの利用予約を行なってはならない。居宅サービス計画原案作成前に、特定の居宅サービスの利用予約を行なってはならない。
- ⑤広告は当該居宅介護支援事業の範囲にとどめ、同一系列事業者のサービスの営業活動は行なってはならない。
- ⑥認定調査の際に併せて居宅サービス計画作成のためのアセスメントは、原則として認められない。
- ⑦認定調査の際に居宅サービス計画作成の予約、居宅サービス利用の予約、特定の居宅介護支援事業者の広告等を行なってはならない。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、法定受領により介護保険から全額負担されるため、自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定受領できなくなる場合は、一旦1ヶ月当たりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日天童市の窓口に出しますと全額払戻しを受けられます。居宅介護支援費は下記の通りです。

居宅介護支援費Ⅰ(担当件数40件未満)	
要介護 1・2	10,000円(1,000単位)/月
要介護 3・4・5	13,000円(1,300単位)/月
居宅介護支援費Ⅱ(担当件数40件以上60件未満)	
要介護 1・2	5,000円(500単位)/月
要介護 3・4・5	6,500円(650単位)/月
居宅介護支援費Ⅲ(担当件数60件以上)	
要介護 1・2	3,000円(300単位)/月
要介護 3・4・5	3,900円(390単位)/月

なお、下記の事由に該当したときには、次の通り加算されます。

◆初期加算 3,000円(300単位)

新規に居宅サービス計画を策定した場合や、要介護区分が2段階以上変更になった場合。

◆特定事業所加算Ⅰ 5,000円(500単位)

中重度者や支援困難ケースの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に加算されます。要件は下記の通りです。

- イ 主任介護支援専門員を配置していること。
- ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員が、3人以上配置されていること。
- ハ サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を、定期的で開催していること。
- ニ 利用者のうち、中重度者(要介護3から5)の占める割合が50%以上であること。
- ホ 24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていること。
- ヘ 定期的に研修を実施し、又は外部の研修を受講させていること。
- ト 地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託すること。
- チ 地域包括支援センター等が実施する、事例検討会等に参加していること。
- リ 減算要件に該当していないこと。
- ヌ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均が40件未満であること。

◆特定事業所加算Ⅱ 3,000円(300単位)

イ・ハ・ホ・ヘ・ト及びリ・ヌの要件を満たし、主任介護支援専門員等を配置し、並びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

なお当事業所は、特定事業所加算Ⅱに該当します。

◆入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,000円(200単位)

利用者が入院するにあたり、病院を訪問し、職員に対し利用者にかかる必要な情報を提供した場合。

◆入院時情報連携加算(Ⅱ) 1,000円(100単位)

利用者が入院するにあたり、上記以外の方法で、職員に対し利用者にかかる必要な情報を提供した場合。

◆退院・退所加算 3,000円(300単位)

病院に入院した利用者、若しくは介護施設に入所していた利用者が退院または退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合、病院・介護保険施設等の職員と面談を行い、必要な情報を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、利用に関する調整を行なった場合、

入院または入所中につき、3回を限度として加算します。

◆認知症加算 1,500円（150単位）

主治医より、認知症日常生活自立度Ⅲ以上と判定された利用者に対して、居宅介護支援を行なった場合。

◆独居高齢者加算 1,500円（150単位）

利用者が単身居住での方に居宅介護支援を行なった場合。

◆複合型サービス事業所連携加算 3,000円（300単位）

利用者が小規模多機能型居宅介護事業所、または複合型サービス事業所の利用開始の際、必要な情報を当該事業所へ提供し、居宅サービス計画書作成に協力した場合。（居宅介護支援事業所は変更となります。）

◆緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円（200単位）

病院・診療所の求めにより、病院・診療所の医師または看護師などと共に利用者宅を訪問しカンファレンスを行ない、必要に応じ必要な居宅サービスの利用に関する調整を行なった場合、月2回程度。

（2）交通費

天童市にお住まいの方は無料です。天童市を超えた地点から、片道概ね10キロメートル以上の場合、交通費の実費500円を頂きます。

6. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話でお申込みください。当事業所の職員がお伺いします。居宅サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①利用者からのサービス終了

利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申込みください。

次に掲げる事由に該当した場合においても、契約者はサービスを終了することができます。

- ・事業所が契約等内容を変更し、これに同意しない場合
- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業所が守秘義務に反した場合
- ・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

②事業所からのサービス終了

次に掲げる事由に該当した場合、当事業所からサービスを終了させていただくことがあります。

- ・利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項に関し不実の告知を行なったことにより、サービスを継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ・利用者やご家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行なった場合
- ・居宅サービスの利用が、相当期間以上見込まれない場合

③その他

次に掲げる事由に該当した場合は、サービスを自動的に終了となります。

- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、要支援認定及び非該当（自立）と判定された場合
- ・やむを得ない事情により事業者が解散または当事業所を閉鎖、縮小する場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合

（3）介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替について、ご相談させて頂くことがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 秘密保持及び個人情報の保護

- ①事業者、介護支援専門員、その他の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応及び賠償責任

- ①利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- ②利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において速やかに損害を賠償します。

9. 相談・苦情等の窓口

社会福祉法第82条の規定により、当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、下記の窓口で承ります。

明幸園ケアプラン センター窓口	担当者	介護支援専門員 明泉 光哉
	電話番号	023-653-1170
	受付時間	月～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後5時30分

①苦情解決方法

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、利用者は第三者委員に直接苦情を申し出ることにも出来ます。

苦情受付担当者	介護支援専門員 明泉 光哉
苦情解決責任者	管理者 後藤 宜子
第三者委員	矢野目 正法寺住職 横田 光正 連絡先 023-654-1909
	羽陽学園短期大学教授 荒木 隆俊 連絡先 023-655-2385

②他の苦情処理機関の紹介

本事業所で解決できない苦情は、下記の窓口へ申し立てることも出来ます。

天童市役所 社会福祉課内介護係	電話：023-654-1111 FAX：023-658-8547
山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス推進室	電話：0237-87-8006 FAX：0237-83-3354
山形県 福祉サービス運営適正化委員会	電話：023-626-1755 FAX：023-626-1623

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、人権擁護の意識や知識向上に努めます。
- (2) 支援にあたっては、ご契約者の権利擁護を優先に行ないます。
- (3) 当事業所の職員は、人権擁護の観点から、虐待等の早期発見に努め、発見した際には天童市等の関係機関への通報義務が課せられております。

11. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 天童福祉厚生会
代表者役職・氏名	理事長 清野 権悦
本部所在地	〒994-0071 山形県天童市大字矢野目150番地 電話番号 023-653-1170
事業一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム明幸園 ・ 特別養護老人ホーム清幸園 ・ 短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業 ・ 訪問介護事業、介護予防訪問介護事業 ・ 通所介護事業、介護予防通所介護事業 ・ 地域密着型サービス事業（認知症対応型通所介護） ・ 居宅介護支援事業・在宅介護支援センター

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づき、重要な事項について説明を行ない交付しました。		
事業者	所在地	〒994-0071 山形県天童市大字矢野目150番地
	事業者名	社会福祉法人天童福祉厚生会
	説明者	居宅介護支援事業所 明幸園ケアプランセンター 職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け受領しました。		
利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印

個人情報使用同意書

1. 使用目的

私及び家族の個人情報は居宅サービス担当者会議内や介護支援専門員とサービス事業者、主治の医師等との連絡調整において必要な場合は使用することに同意します。

2. 条 件

情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意をはらうこと。

平成 年 月 日

指定居宅介護支援事業所
明幸園ケアプランセンター
管理者 後藤 宜子 殿

利用者 住 所

氏 名 印

利用者家族代表 住 所

氏 名 印